

受理官庁 CA	カナダ知的財産庁	附属書 C CA
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	カナダ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語又はフランス語	
配列表における言語依存フリーテキストのために認められる言語	英語又はフランス語；又はその両方	
願書の提出に用いることができる言語	英語又はフランス語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{1, 2, 3}	認める。受理官庁は2段階の出願処理による電子出願を認める。出願書類は、WIPOのePCT出願サービスを利用して準備及びダウンロードし、CIPOのPCT電子出願サービスを利用して提出することができる。次を参照されたい： https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/patents/patent-application-and-examination/patent-cooperation-treaty-pct-e-filing	
受理官庁は変換前の書類の提出を認めるか、認める場合にはいずれの形式か（PCT実施細則第706号）？	すべての形式を認める	
受理官庁は引用による補充を認めるか（PCT規則20.6）？	認める	
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の提出を認め、それを国際事務局に送付するか？	受理官庁としてカラー若しくはグレースケールの図面又は写真の提出を認める。ただしこれらの図面は審査及び公開目的で白黒に変換され、変更後の図面が不明確であれば欠陥として特定される。カラー図面を含む出願時の出願書類は国際事務局に送付され、これらのカラー図面はPatentScopeの「出願時出願本体」から視認可能である。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	カナダ知的財産庁	
管轄国際予備審査機関	カナダ知的財産庁	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 2 国際出願に明細書と別個の部分として配列表が含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出すべきである。このフォーマットで配列表を提出すれば追加手数料は不要である。
- 3 関連する受理官庁の通告については、2015年1月29日付公示（PCT公報）19頁以降参照。

C A	カナダ知的財産庁 (続き)	C A
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：カナダ・ドル (CAD)	
送付手数料	CAD	434.30
国際出願手数料 ⁴	CAD	2,112
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁴	CAD	24
減額 (手数料表第4項に基づく) :		
電子出願 (文字コード形式による願書)	CAD	318
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	CAD	476
調査手数料	附属書D (CA) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	CAD	35 に1頁につき CAD 1.00 を加えた額
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	なし	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要	
誰が代理人として行為できるか?	特許代理人免許を保持する個人, 又は特許代理人・商標代理人 大学校が発行する訓練中特許代理人免許を保持する個人 ⁵	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は, 別個 の委任状を提出する 要件を放棄しているか?	放棄している ⁶	
別個 の委任状が要求される 特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載され ていなかった者が出願後に行為をした時, 又は代理人若しくは 共通の代表者が出願人を代理して行為する権能を有しているか 明らかでない時	
受理官庁は, 包括 委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか?	放棄している ⁶	
包括 委任状の写しが要求される 特別の 状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載され ていなかった者が出願後に行為をした時, 又は代理人若しくは 共通の代表者が出願人を代理して行為する権能を有しているか 明らかでない時	

⁴ この手数料は, 一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。

⁵ 出願人は自身の出願に関して代理する同一事務所に勤務するすべての特許代理人を選任することができる。

⁶ 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合 (PCT規則90の2.1から90の2.4; 国際段階の11.048項も参照), 委任状の要件の放棄は適用されない (PCT規則90.4(e)及び90.5(d))。